

令和5年2月13日（月） 場所 委員会室

○出席議員

議長	青木 健	日本共産党	高原 幸雄
副議長	藤田 貴裕	公明党	小口 俊明
自由民主党	遠藤 直弘	新しい議会	藤江 竜三
社民・ネット・緑と風	重松 朋宏		



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併) 行政管理部主幹	



○協議事項

◎議長挨拶

- 議題 1. 議会の個人情報保護条例について
2. 令和5年第1回定例会の議事運営について

◎議長挨拶

○【青木健議長】 それでは、皆さん、こんにちは。前回9日に引き続きましての会派代表者会議に御出席を頂きまして誠にありがとうございます。本日も、3密防止をし、皆様の御協力の下、できるだけ短時間でやりたいと思いますので、どうぞ御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、会派代表者会議を開きます。



議題1. 議会の個人情報保護条例について

○【青木健議長】 まず、議題1でございます。議会の個人情報保護条例についてですが、先般の会派代表者会議において、それぞれ他の案を受け入れられるかどうかということと一旦お持ち帰りいただき、御検討してくださいということで私のほうから投げかけさせていただいております。それについて、各会派の御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。藤江議員。

○【藤江竜三議員】 私どもは、やはり全国市議会議長会の案文というか、例を参考に、議会全体で申合せで、それを準用していくという形を取っていくべきだろうという考えを持っております。

○【重松朋宏議員】 私どもの会派では、持ち帰り検討しようと思ったんですけども、具体的な申合せ事項なり、決議案なり、規定案なりというものがないので、なかなか検討が難しいなということになりました。

考え方として、議長会の条例例を準用する何かをつくるとした場合、議長会の条例例はあくまで条例イメージであって、議長会で決定したようなものでもないので、それを準用するというだけでは無理だろうということです。最低限、どの項目をどう適用するのかというものの明示がないと、ちょっと使えないのではないかとということです。仮に明示したとしても、4月1日からの市の行政機関の実務とかなり異なるので、混乱するのではないかと意見が出ました。

具体的には、個人情報取扱いの業務登録を今もしているんですけども、4月1日以降、議長会の条例例ではそれは入っていないので、市議会登録がなくなる。市の執行部のほうは、引き続き、同じような形で登録する。議会と執行部で変わってきてしまう。あと、目的外利用の届出もそうです。それから、開示や訂正決定が、これまで2週間以内というふうに国立市はなっているんですけども、国は30日以内となっていて、議長会の条例例も30日になっているので、それも異なってきてしまう。それから、市のほうでは、匿名加工情報の利用については当面行わないということで、具体的にどうこうするというのはいないんですけども、議長会の条例例では、匿名加工情報についても規定があるので、それを準用して入れるというふうになると、じゃ、具体的にどうするのかという問題が出てきてしまうなど、そのまま使うにはかなり無理があるんじゃないかという意見がありました。

○【遠藤直弘議員】 自民党としては、12月議会、そして今議会でも、恐らく26市の中で、多くの議会の中で個人情報保護条例、この議会の中のものをつくらなければいけないということで動いている市があると思うんです。その中でやはり全国議長会のものを使っている市が多い中で、その中を参考にしながら事務局中心にしっかりと取り組んでいただければ、それが一番恐らくやりやすいものなのではないかという御意見があって、議長会のものを準用したほうがいいのではないかという意見でありました。

○【小口俊明議員】 私ども会派で持ち帰り、協議の確認をしたところであります。内容の検討というところに入る以前に、前回、条例提案という御発言がまずありました。この条例提案というお話は、

2月9日に初めて伺いました。これがなければ歩み寄れるのかどうかという検討をするということもあったのかなと思っているところであります。

これまで我々、会派代表者会議におきましては、全会一致を目指して、この間、協議を進めてきたわけであります。また、これが条例提案ということになれば、賛否を問うという議会活動となります。これは全会一致というところが、なかなか難しい状況になるのかなというふうにも思いました。

そして、私どもの考え方としては、重松議員の案なのか、あるいは全国市議会議長案なのか、いずれかをベースにするということでありますけれども、それを今期において条例まで仕上げるとするのは、なかなか時間的にも難しいだろう。条例本体の提案というのが、今回難しいだろうというふうにご考えているところであります。

じゃ、それではどのようにすればということは、前々から申し上げているとおり、1条1項の条例、あるいは内規、あるいは申合せということにして確認が取れば、今後、この個人情報保護に関する個別の案件が生じた時点で、例えば代表者会議等で個別に協議し、合意形成を図っていく。何をベースにして合意形成を図るべきなのかというところを決めておく。あくまでも合意形成をつくっていくというところに重点を置いて取り組んでいったらいかがかなと思っております。

○【青木健議長】 小口議員、1条1項、あるいは内規ということでありますけれども、そのベースは何を考えられて。

○【小口俊明議員】 それを申し上げていなかったですね。これまでも申し上げているとおり、全国市議会議長会の案をベースにしていけばよろしいのかなという考え方であります。

○【高原幸雄議員】 うちのほうは、議会個人情報保護条例の扱いについては、今後、この我々の任期中の条例制定は無理だと。そういう意味で、前回も議論になりましたけれども、重松さんが提起したつなぎの条例として、現在の全会派一致で決まった条例を、取りあえず新しい条例ができるまで運用するということの提起のほうはむしろ合理的で、しかも現実性があるんじゃないかということで、市議会議長会のものをたたき台にといても、あくまでもそれをつなぎですよ。ですから、その後、各改選後の議員が議論して成案をつくっていくという扱いのほうが一番合理的で、しかも、現実性があるんじゃないかということで、うちの会派としてはそういう意見を申し上げようということになりました。

○【青木健議長】 ありがとうございます。暫時休憩しましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、ここで暫時休憩と致します。

午後3時8分休憩



午後5時1分再開

○【青木健議長】 それでは、休憩を閉じて会派代表者会議を再開いたします。

休憩中に活発な御議論を頂きまして、ありがとうございます。私、議長のほうから提案をさせていただいた案についてお持ち帰りいただき、その中には、第1点目として、法律プラス3つの例を入れるということで、まずはまとまるかどうかということをお持ち帰りいただきたい。

それと、ここには明記されていませんが、5点目としては、改選後に向けて、私のほうから申し送りとして、市議会としての条例をきちんと協議をして設けてくださいということを入れるということでお持ち帰りを頂きたいと思っております。この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



議題2. 令和5年第1回定例会の議事運営について

○【青木健議長】 それでは、続きまして、議題2として、令和5年第1回定例会の議事運営についてに入らせていただきます。

前は4つの会派が4定と同様の対応、1つの会派が、緩和していいのではとの御意見でございました。報告の取扱いについて、各会派の検討をお願いいたしました。それでは、各会派の御意見を賜りたいと存じます。――前回どおりということによろしいでしょうか。

○【遠藤直弘議員】 当会派では前回どおりでというふうにしております。

○【重松朋宏議員】 前回、議長のほうから実施するという方向での提案があったように受け止めて、その旨……

○【青木健議長】 報告事項ですね。

○【重松朋宏議員】 報告事項ですね。

○【青木健議長】 はい。

○【重松朋宏議員】 ただし、3委員会一致してということで話を持ち帰りました。私たちの会派では、基本、実施するという方向でよいだろうと。

ただ、委員会、もしくは委員長ごとに、どういう形で実施するのか、委員会の中で行うのか、閉じて行うのか、あるいは文書報告にとどめるのかというのは、それぞれの委員会で判断してよいのではないかとということと、それから、実施が前提だといっても、当日、夜遅くになってやっぱり実施しないねというのではなく、実施しないので書面報告にとどめるのであれば、早い時点で、できれば委員会の前に決めて、その旨、執行部に伝えておくことが必要ではないかという考えです。でない、夜遅くまで執行部をお待たせすることになってしまいますので、待たせておいて実施しませんというのは、さすがに失礼に当たるかなと思いますので。という考えです。

○【小口俊明議員】 私ども会派は、基本的には令和4年の4定と同様の議会運営をベースにしていくべきだろうということを申し上げた上で、前回、議長のほうから御提案のあった常任委員会の報告事項に関しては、緩和ということが検討できないだろうかという御提案がありました。

このことについて検討しました結果、いわゆる現状のコロナ禍の状況に鑑みて、条件をつけるならば、それは皆様が同意が取れば可能性はあるだろうなということでもあります。その条件というのは、まだコロナ禍が完全にクリアされたわけではありませんので、各委員それぞれ、皆さん御配慮いただいて、時短ということに努力を頂くということが申合せ、例えば1人2問までに限るとか、そこまで決めるかどうかは別にしても、そのぐらいの意識を持ってお互いに時短に努めていくというところが、皆さんで承知されるような状況がつかれるのであれば、それも可能性としてあるだろうなと。緩和ということの中では、そういった可能性はあるだろうなというふうに考えました。

○【高原幸雄議員】 うちの会派は、報告事項の、要は条件緩和ということも提起されて、検討しました。議員のほうからは、議員の意見表明権という大変厳しい、そういう発言もありました。だから、実際には報告すべきだということが大前提なんですけれども、しかし、いろいろな条件が、コロナ禍の下で起きている中では、やっぱり1つは委員会での判断。それから、さっき重松さんもおっしゃっていましたが、議案の、かなり深夜になるというような状況もある、予測される中では、きっちりやっぱりそれぞれの委員会での判断があって行うべきだということと、あと、この委員会は報告

事項をやるけども、ここの委員会は文書報告だとかという、そういういわゆる整合性が取れないやり方は、やっぱりすべきではないんじゃないかというようなことで、なかなか難しいんですけども、そういう意見がありましたので、申し上げておきたいと思います。

○【藤江竜三議員】 基本、ベースはやはりそのままいくべきところなのかなと思うんですけども、やはり議長の提案がありましたように、緩和の方向も少し考えていかななくてはならないということなんです。やはり各委員会が時間を見ながら判断していくことになるのかなと考えています。

ただ、重松議員がおっしゃることや、小口議員がおっしゃるように、やっぱり時間をちょっと配慮するところは配慮しなくてはならないということ、時間が来たら執行部の方に伝えるということも、あってもよいかもしれないですし、また、一つ一つの質疑、精査する中で、重複しないことを意識するというので、やっぱり質問ではなく質疑というところで意識して、端的な質疑を行うというところを皆さんで確認しながら進めていくということはあるのかなというふうに考えています。

○【青木健議長】 ハードル、上がったな。

○【重松朋宏議員】 共通認識として、総務文教委員会は無理だなというふうに何となく。

○【遠藤直弘議員】 1回休憩してもらっていいですか。

○【青木健議長】 じゃ、暫時休憩と致します。

午後5時10分休憩



午後5時19分再開

○【青木健議長】 休憩を閉じて会派代表者会議を再開いたします。

休憩中に御協議いただきましたが、報告事項につきましては、委員会の中で受けさせていただくと。ただし、時間等の問題があって、その対応につきましては、各常任委員会にお任せをさせていただくということですのでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、ここで暫時休憩をさせていただきます。

午後5時19分休憩



午後5時27分再開

○【青木健議長】 それでは、休憩を閉じて会派代表者会議を再開いたします。

休憩中にお示しをさせていただきました第1回定例会の運営方法については、お配りのとおりとさせていただきます。ということでございますので、御了承願いたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、長時間にわたりまして、御協議ありがとうございました。これをもちまして、会派代表者会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後5時28分閉会